

## 労働委員会法

[施行 2016. 1. 27]

[法律第 13904 号、2016. 1. 27、一部改正]

雇用労働部（労使関係法制課），044-202-7608

HP－法令 70

### 第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この法律は、労働関係に関する判定及び調整業務を迅速・公正に遂行するために労働委員会を設置し、その運営に関する事項を規定し、もって労働関係の安定及び発展に資することを目的とする。

[条文改正 2015. 1. 20]

（労働委員会の区分・所属等）

#### 第 2 条

- （1）労働委員会は、中央労働委員会、地方労働委員会及び特別労働委員会に区分する。
- （2）中央労働委員会及び地方労働委員会は、雇用労働部長官の所属下に置き、地方労働委員会の名称・位置及び所轄区域は、大統領令で定める。 （改正 2010. 6. 4）
- （3）特別労働委員会は、特定の事項を所掌するために必要な場合に、当該事項を所掌する中央行政機関の長の所属下に置く。

※大統領令第 2 条（具体的には別表 1）において、ソウル、釜山、京畿、忠南、全南、慶北、慶南、仁川、蔚山、江原、忠北、全北、済州の 13 の地方労働委員会が定められている。

（労働委員会の所管事務）

第 2 条の 2 労働委員会の所管事務は、次の各号のとおりとする。

1. 「労働組合及び労働関係調整法」・「勤労基準法」・「勤労者参加及び協力増進に関する法律」・「教員の労働組合設立及び運営等に関する法律」・「公務員の労働組合設立及び運営等に関する法律」・「期間制及び短時間勤労者保護等に関する法律」及び「派遣勤労者保護等に関する法律」による判定・決定・議決・承認・認定又は差別的処遇是正等に関する業務
2. 「労働組合及び労働関係調整法」・「教員の労働組合設立及び運営等に関する法律」及び「公務員の労働組合設立及び運営等に関する法律」による労働争議の調整・仲裁又は関係当事者の自主的な労働争議解決支援に関する業務

3. 前2号の業務の遂行に関連した調査・研究・教育及び広報等に関する業務
4. その他の他の法律により労働委員会の所管として規定された業務

[本条新設 2007. 1. 26]

(労働委員会の管掌)

### 第3条

- (1) 中央労働委員会は、次の各号の事件を管掌する。
  1. 地方労働委員会及び特別労働委員会の処分に対する再審査事件
  2. 2以上の地方労働委員会の所轄区域に係る労働争議の調整事件
  3. 他の法律によりその権限に属するものと規定された事件
- (2) 地方労働委員会は、当該所轄区域で発生する事件を管掌するものとし、2以上の所轄区域に係る事件（前項第2号の調整事件を除く。）は、主な事業場の所在地を管轄する地方労働委員会が管掌する。
- (3) 特別労働委員会は、関係法律で定めるところにより、その設置目的に規定された特定事項に関する事件を管掌する。
- (4) 中央労働委員会委員長は、第1項第2号の規定にかかわらず、効率的な労働争議の調整のために必要であると認める場合は、地方労働委員会を指定し、当該事件を処理させることができる。
- (5) 中央労働委員会委員長は、第2項の規定による主な事業場を定めることが困難であり、又は主な事業場の所在地を管轄する地方労働委員会において処理することが困難である事情がある場合は、職権で、又は関係当事者若しくは地方労働委員会委員長の申請により、地方労働委員会を指定し、当該事件を処理させることができる。

(事件の移送)

### 第3条の2

- (1) 労働委員会は、受け取った事件が他の労働委員会の管轄である場合は、直ちに当該事件を管轄労働委員会へ移送しなければならない。第23条による調査を始めた後他の労働委員会の管轄であると確認された場合も、また同じ。
- (2) 前項により移送された事件は、管轄労働委員会に初めから受け取られたものとみなす。
- (3) 労働委員会は、第1項により事件を移送した場合は、その事実を直ちに関係当事者に通知しなければならない。

(労働委員会の地位等)

### 第4条

- (1) 労働委員会は、その権限に属する業務を独立して遂行する。

- (2) 中央労働委員会委員長は、中央労働委員会及び地方労働委員会の予算・人事・教育訓練その他行政事務を総括し、所属公務員を指揮・監督する。
- (3) 中央労働委員会委員長は、前項による行政事務の指揮・監督権の一部を、大統領令で定めるところにより、地方労働委員会委員長に委任することができる。

(特別労働委員会の組織等)

#### 第5条

- (1) 特別労働委員会に関しては、次条第3項から第7項まで、第9条第2項及び第4項の規定を適用しない。 (改正 2007. 1. 26)
- (2) 次の各号のいずれかに該当する事項に関しては、当該特別労働委員会の設置根拠となる法律で別に定めることができる。
  - 1. 次条第2項の規定による勤労者委員・使用者委員及び公益委員の数
  - 2. 第11条の規定による常任委員
- (3) 特別労働委員会に関しては、第15条第3項から第5項までの規定を適用する場合において、審判担当公益委員・差別是正担当公益委員及び調整担当公益委員は、これを公益委員とみなす。 (改正 2006. 12. 21)

## 第2章 組織

(労働委員会の構成等)

#### 第6条

- (1) 労働委員会は、勤労者を代表する委員（以下「勤労者委員」という。）、使用者を代表する委員（以下「使用者委員」という。及び公益を代表する委員（以下「公益委員」という。）で構成する。
- (2) 労働委員会の委員の数は、次の各号の区分による範囲内で、労働委員会の業務量を勘案して大統領令で定める。この場合において、勤労者委員及び使用者委員は、同数とする。
  - 1. 勤労者委員及び使用者委員：各 10 人以上 50 人以下
  - 2. 公益委員：10 人以上 70 人以下
- (3) 勤労者委員は労働組合が推薦した者の中から、使用者委員は使用者団体が推薦した者の中から、次の各号の区分により委嘱する。
  - 1. 中央労働委員会：雇用労働部長官の推薦により大統領が委嘱
  - 2. 地方労働委員会：地方労働委員会委員長の推薦により中央労働委員会委員長が委嘱
- (4) 公益委員は、当該労働委員会委員長・労働組合及び使用者団体がそれぞれ推薦した者の中で、労働組合及び使用者団体が順次排除して残った者を委嘱対象公益委員とし、その委嘱対象公益委員のうちから、次の各号の区分により委嘱する。

1. 中央労働委員会公益委員：雇用労働部長官の推薦により大統領が委嘱
  2. 地方労働委員会公益委員：地方労働委員会委員長が推薦により中央労働委員会委員長が委嘱
- (5) 前項の規定にかかわらず、労働組合又は使用者団体が公益委員の推薦又は推薦された公益委員を順次排除する手続きを拒否する場合は、当該労働委員会委員長が委嘱対象公益委員を選定することができる。 (新設 2007. 1. 26)
- (6) 公益委員は次の通り区分して委嘱する。 (改正 2006. 12. 21、2007. 1. 26)
1. 審判事件を担当する審判担当公益委員
  2. 差別的処遇是正事件を担当する差別是正担当公益委員
  3. 調整事件を担当する調整担当公益委員
- (7) 労働委員会委員の推薦手続き、公益委員の順次排除の方法その他委員の委嘱に関して必要な事項は、大統領令で定める。 (改正 2007. 1. 26)

※労働委員会委員の人数は、大統領令（施行令）第 3 条（具体的には別表 2）で定められ、例えば中央労働委員会は労使各 50 人、公益 70 人（審判担当 33 人、差別是正担当 17 人、調整担当 20 人）とされている。地方労働委員会については、中労委と同数となっているところ（ソウル、京畿）、労使各 40・公益 55 のところ（釜山、忠南、全南、慶北、慶南、仁川）、労使各 30・公益 40 のところ（江原、忠北、全北）、労使各 25・公益 35 のところ（済州）の 4 タイプがある。

#### （公認労務士の権利救済代理）

##### 第 6 条の 2

- (1) 労働委員会は、第 2 条の 2 第 1 号中判定・決定・承認・認定又は差別是正等に関する事件において、「公認労務士法」第 26 条の 2 第 1 項により社会脆弱階層のために公認労務士に、権利救済業務を代理させることができる。
- (2) 前項により社会脆弱階層のための権利救済業務を代理する場合の要件、対象、公認労務士の募集に関する事項等必要な事項は、雇用労働部令で定める。 (改正 2010. 6. 4)

[本条新設 2007. 5. 17]

#### （社会脆弱階層に対する権利救済代理）

##### 第 6 条の 2

- (1) 労働委員会は、第 2 条の 2 第 1 号中判定・決定・承認・認定又は差別的処遇是正等に関する事件において、社会脆弱階層のために弁護士又は公認労務士に、権利救済業務を代理させることができる。
- (2) 前項により弁護士又は公認労務士に社会脆弱階層のための権利救済業務を代理させようとする場合の要件、対象、弁護士・公認労務士の募集に関する事項等必要な事項は、雇用労働部令

で定める。

[条文改正 2015. 1. 20]

(委員の任期等)

#### 第7条

- (1) 労働委員会委員の任期は3年とし、再任することができる。
- (2) 委員が空席となった場合において、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、委員長又は常任委員が空席となり、後任者を任命した場合は、後任者の任期は新しく開始される。  
(改正 2007. 1. 26)
- (3) 委員は、その任期が満了した場合、後任者が委嘱される時まで引き続きその職務を執行する。
- (4) 委員の処遇に関しては、大統領令で定める。

[条文改正 2015. 1. 20]

(公益委員の資格基準等)

#### 第8条

- (1) 中央労働委員会の公益委員は、次の各号の区分により労働問題に関する知識及び経験を有する者を委嘱するものとし、女性の委嘱が増えるように努力しなければならない。

##### 1. 審判担当公益委員及び差別是正担当公益委員

- カ. 労働問題と関連した学問を専攻した者であって、「高等教育法」第2条第1号から第6号までの学校において副教授以上として在職し、又は在職していた者
- ナ. 判事・検事・軍法務官・弁護士又は公認労務士の職に7年以上在職し、又は在職していた者
- ダ. 労働関係業務に7年以上従事した者であって、2級又は2級相当以上の公務員又は高位公務員団に属する公務員として在職し、又は在職していた者
- ラ. その他の労働関係業務に15年以上従事した者であって、専門的知識及び経験を備えた者であって、審判担当公益委員又は差別是正担当公益委員として適合すると認められる者

##### 2. 調整担当公益委員

- カ. 「高等教育法」第2条第1号から第6号までの学校において副教授以上として在職し、又は在職していた者
- ナ. 判事・検事・軍法務官・弁護士又は公認労務士の職に7年以上在職し、又は在職していた者
- ダ. 労働関係業務に7年以上従事した者であって、2級又は2級相当以上の公務員及び高位公務員団に属する公務員として在職し、又は在職していた者
- ラ. その他労働関係業務に15年以上従事した者又は社会的徳望がある者であって、調整担

当公益委員として適合すると認められる者

(2) 地方労働委員会の公益委員は、次の区分により労働問題に関する知識及び経験を有する者を委嘱するものとし、女性の委嘱が増えるように努力しなければならない。

1. 審判担当公益委員及び差別是正担当公益委員

カ. 労働問題と関連した学問を専攻した者であって、「高等教育法」第2条第1号から第6号までの学校において助教授以上として在職し、又は在職していた者

ナ. 判事・検事・軍法務官・弁護士又は公認労務士として3年以上在職し、又は在職していた者

ダ. 労働関係業務に3年以上従事した者であって、3級又は3級相当以上の公務員又は高位公務員団に属する公務員として在職し、又は在職していた者

ラ. 労働関係業務に10年以上従事した者であって、4級又は4級相当以上の公務員として在職し、又は在職していた者

マ. その他労働関係業務に10年以上従事した者であって、審判担当公益委員又は差別是正担当公益委員として適合すると認められる者

2. 調整担当公益委員

カ. 「高等教育法」第2条第1号から第6号までの学校において助教授以上として在職し、又は在職していた者

ナ. 判事・検事・軍法務官・弁護士又は公認労務士として3年以上在職し、又は在職していた者

ダ. 労働関係業務に3年以上従事した者であって、3級又は3級相当以上の公務員又は高位公務員団に属する公務員として在職し、又は在職していた者

ラ. 労働関係業務に10年以上従事した者であって、4級又は4級相当以上の公務員として在職し、又は在職していた者

マ. その他労働関係業務に10年以上従事した者又は社会的徳望がある者であって、調整担当公益委員として適合すると認められる者

[条文改正 2015. 1. 20]

(委員長)

第9条

(1) 労働委員会に委員長1人を置く。

(2) 中央労働委員会委員長は、第8条第1項により中央労働委員会の公益委員となることができる資格を備えた者の中から雇用労働部長官の推薦により大統領が任命し、地方労働委員会委員長は、第8条第2項により地方労働委員会の公益委員となることができる資格を備えた者の中から中央労働委員会委員長の推薦及び雇用労働部長官の推薦により、大統領が任命する。

[条文改正 2015. 1. 20]

## (委員長の職務)

## 第 10 条

- (1) 委員長は、当該労働委員会を代表し、労働委員会の事務を総括する。
- (2) 委員長がやむをえない理由により職務を遂行できないときは、公益委員の中から大統領令で定めるところにより選任された者が、その職務を代行する。

[条文改正 2015. 1. 20]

## (常任委員)

## 第 11 条

- (1) 労働委員会に常任委員を置き、常任委員は当該労働委員会の公益委員公益委員となることができる資格を備えた者の中から、中央労働委員会委員長の推薦及び雇用労働部長官の推薦により大統領が任命する。
- (2) 常任委員は、当該労働委員会の公益委員として、審判事件・差別的処遇是正事件及び調整事件を担当することができる。 (改正 2006. 12. 21)
- (3) 各労働委員会に置く常任委員の数及び職級等は、大統領令で定める。 (改正 2005. 12. 29)

[条文改正 2015. 1. 20]

## (委員の行為規範)

## 第 11 条の 2

- (1) 労働委員会の委員は、法及び良心に従って公正かつ誠実に業務を遂行しなければならない。
- (2) 中央労働委員会は、労働委員会委員が前項の規定により業務を遂行するために遵守しなければならない行為規範及びその運営に関連した事項を、第 15 条の規定による全員会議の議決を経て、定めることができる。
- (3) 前項の規定による行為規範には、次の各号の事項が含まなければならない。
  1. 労働委員会委員の業務遂行と関連して、もてなし・金品等を受ける行為の禁止に関する事項
  2. 労働委員会委員が関係当事者の一方に偏向し、又は事件処理を妨げる等公正性及び中立性を傷つける行為の禁止・制限に関する事項
  3. 職務遂行に関連して知り得た事項を自己又は他の人の利益のために利用し、又は他の人に提供する行為の禁止に関する事項
  4. 第 15 条の規定による部門別委員会への出席等誠実な業務遂行に関連する事項
  5. その他の品位維持等のために必要な事項

[条文改正 2015. 1. 20]

(欠格事由)

第 12 条 国家公務員法第 33 条各号のいずれか一つに該当する者は、労働委員会委員になれない。

[条文改正 2015. 1. 20]

※国家公務員法第 33 条は、国家公務員の欠格事由を規定している。

(委員の身分保障)

第 13 条

(1) 労働委員会委員は、次の各号のいずれか一つに該当する場合を除き、その意思に反して免職され、又は委嘱が解除されない。

1. 「国家公務員法」第 33 条各号のいずれか一つに該当する場合
2. 長期間の心身衰弱により職務を遂行できない場合
3. 職務と関連した不正事実があり、又は労働委員会委員の職を継続するのに適合しないと認められる不正事実がある場合
4. 第 11 条の 2 による行為規範に違反し、労働委員会委員として職務を遂行することが困難な場合
5. 公益委員として委嘱された後、第 8 条による公益委員の資格基準を満たさないことが明らかになった場合

(2) 労働委員会委員が前項第 1 号に該当することになった場合は、当然に免職又は解職になる。

[条文改正 2015. 1. 20]

(事務処及び事務局)

第 14 条

(1) 中央労働委員会には事務処を置き、地方労働委員会には事務局を置く。 (改正 2007. 1. 26)

(2) 事務処及び事務局の組織・運営に関して必要な事項は、大統領令で定める。

(改正 2007. 1. 26)

(3) 雇用労働部長官は、労働委員会事務処又は事務局所属職員を雇用労働部と労働委員会との間で転補〔移動〕させる場合は、中央労働委員会委員長の見解を聴かなければならない。

[条文改正 2015. 1. 20]

(中央労働委員会事務処長)

第 14 条の 2

(1) 中央労働委員会には、事務処長 1 人を置く。

(2) 事務局長は、中央労働委員会常任委員のうちの 1 人が兼職する。

(3) 事務局長は、中央労働委員会委員長の命を受けて事務局の事務を処理し、所属の職員を指揮・

監督する。

[条文改正 2015. 1. 20]

(調査官)

#### 第 14 条の 3

- (1) 労働委員会事務処及び事務局に調査官を置く。
- (2) 中央労働委員会委員長は、労働委員会事務処又は事務局所属公務員のうちから調査官を任命する。
- (3) 調査官は、委員長、次条による部門別委員会の委員長又は第 16 条の 2 による主審委員の指揮を受けて労働委員会の所管事務に必要な調査をし、次条による部門別委員会に出席して意見を述べることができる。
- (4) 調査官の任命・資格等に関して必要な事項は、大統領令で定める。

[条文改正 2015. 1. 20]

### 第 3 章 会議

(会議の構成等)

#### 第 15 条

- (1) 労働委員会に、全員会議及び委員会の権限に属する業務を部門別に処理するための委員会として次の各号の部門別委員会を置く。ただし、他の法律に特別な規定がある場合は、この限りでない。
  1. 審判委員会
  2. 差別是正委員会
  3. 調停委員会
  4. 特別調停委員会
  5. 仲裁委員会
  6. 「教員の労働組合設立及び運営等に関する法律」第 11 条第 1 項による教員労働関係調停委員会
  7. 「公務員の労働組合設立及び運営等に関する法律」第 14 条第 1 項による公務員労働関係調停委員会
- (2) 全員会議は、当該労働委員会所属委員全員で構成し、次の各号の事項を処理する。
  1. 労働委員会の運営等一般的な事項の決定
  2. 第 22 条第 2 項の規定による勤労条件の改善に関する勧告
  3. 第 24 条及び第 25 条による指示及び規則の制定（中央労働委員会に限る。）
- (3) 第 1 項第 1 号の規定による審判委員会は、審判担当公益委員のうち委員長が指名する 3 人で

構成し、「労働組合及び労働関係調整法」、「勤労基準法」、「勤労者参加及び協力増進に関する法律」、その他の法律により労働委員会の判定・議決・承認又は認定等に関連した事項を処理する。

- (4) 第 1 項第 2 号の規定による差別是正委員会は、差別是正担当公益委員のうち委員長が指名する 3 人で構成し、「期間制及び短時間勤労者保護等に関する法律」又は「派遣勤労者保護等に関する法律」による差別的処遇の是正に関連した事項を処理する。
- (5) 第 1 項第 3 号から第 5 号までの規定による調停委員会・特別調停委員会及び仲裁委員会は、「労働組合及び労働関係調整法」で定めるところにより構成し、同法による調整・仲裁、その他のこれらに関連した事項をそれぞれ処理する。この場合において、公益委員は、調整担当公益委員のうちから選定する。
- (6) 第 3 項及び第 4 項の規定にかかわらず、委員長は、委員長又は常任委員の業務が過度であって正常な業務遂行が困難である等第 25 条により中央労働委員会が制定する規則で定めるやむを得ない理由がある場合のほかは、委員長又は常任委員 1 人が含まれるように委員を指名しなければならない。
- (7) 委員長は、第 3 項から第 5 項までの規定にかかわらず、部門別委員会を構成する場合において、特定部門別委員会に事件が過度に集中する等やむを得ない理由がある場合は、審判担当公益委員・差別是正担当公益委員又は調整担当公益委員の担当分野に関係なく、委員に指名することができる。
- (8) 第 1 項第 6 号による教員労働関係調停委員会は、「教員の労働組合設立及び運営等に関する法律」で定めるところにより設置・構成し、同法の規定による調整・仲裁、その他のこれらと関連した事項を処理する。
- (9) 第 1 項第 7 号による公務員労働関係調停委員会は、「公務員の労働組合設立及び運営等に関する法律」で定めるところにより設置・構成し、同法の規定による調整・仲裁その他にこれらに関連した事項を処理する。

[条文改正 2015. 1. 20]

(単独審判等)

第 15 条の 2 委員長は、次の各号のいずれか一つに該当する場合は、審判担当公益委員又は差別是正担当公益委員 1 人を指名して事件を処理させることができる。

1. 申請期間を超えている等申請の要件を明白に備えていない場合
2. 関係当事者双方がそれぞれ単独審を申請し、又は単独審判で処理することに同意した場合

[条文改正 2015. 1. 20]

(「行政審判法」等の準用)

第 15 条の 3 事件の処理と関連した選定代表者、当事者の地位継承、代理人の選任に関しては、「行

政審判法」第 15 条、第 16 条及び第 18 条を準用し、代理の瑕疵及び追認、代理の範囲に関しては「民事訴訟法」第 60 条及び第 90 条を準用する。

[条文改正 2015. 1. 20]

(会議の招集)

#### 第 16 条

- (1) 部門別委員会委員長は、他の法律に特別な規定がある場合を除き、部門別委員会委員の中で互選する。
- (2) 委員長又は部門別委員会委員長は、全員会議又は部門別委員会をそれぞれ招集し、会議を主宰する。ただし、委員長は、必要である認める場合は、部門別委員会を招集することができる。
- (3) 委員長又は部門別委員会委員長は、全員会議又は部門別委員会を構成する委員の過半数が会議の招集を求めたときは、これに応じなければならない。
- (4) 委員長又は部門別委員会委員長は、業務遂行に関連した調査等労働委員会の円滑な運営のために必要な場合は、労働委員会が設置された位置以外の場所で部門別委員会を招集させ、又は第 15 条の 2 による単独審判をさせることができる。

[条文改正 2015. 1. 20]

(主審委員)

第 16 条の 2 部門別委員会委員長は、部門別委員会の円滑な運営のために必要であると認める場合は、主審委員を指名して事件の処理を主管させることができる。

(和解の勧告等)

#### 第 16 条の 3

- (1) 労働委員会は、「労働組合及び労働関係調整法」第 29 条の 4 及び第 84 条、「勤労基準法」第 30 条による判定・命令又は決定がある前まで、関係当事者の申請を受け、又は職権により、和解を勧告し、又は和解案を提示することができる。
- (2) 労働委員会は、和解案を作成するときは、関係当事者の意見を十分に聴かなければならない。
- (3) 労働委員会は、関係当事者が和解案を受諾したときは、和解調書を作成しなければならない。
- (4) 和解調書には、次の各号の者が全員、署名し、又は捺印しなければならない。
  1. 関係当事者
  2. 和解に関与した部門別委員会（第 15 条の 2 による単独審判を含む。）の委員全員
- (5) 前 2 項の規定により作成された和解調書は、「民事訴訟法」による裁判上の和解の効力を有する。
- (6) 第 1 項から第 4 項までの規定による和解の方法、和解調書の作成等に関して必要な事項は、

第 25 条により中央労働委員会が制定する規則で定める。

[条文改正 2015. 1. 20]

※労働組合及び労働関係調整法」第 84 条は不当労働行為の、勤労基準法第 30 条は不当解雇等のそれぞれ救済申請に係る条項である。

(議決)

#### 第 17 条

- (1) 労働委員会の全員会議は、在籍委員の過半数の出席で成立し、出席委員の過半数の賛成で議決する。
- (2) 部門別委員会の会議は、関係委員全員の出席で成立し、出席委員の過半数の賛成で議決する。
- (3) 前項の規定にかかわらず、第 15 条第 1 項第 7 号の公務員労働関係調停委員会の会議（「公務員の労働組合設立及び運営等に関する法律」第 15 条による全員会議をいう。）は、在籍委員の過半数の出席で成立し、出席委員過半数の賛成で議決する。
- (4) 全員会議又は部門別委員会の会議に参加した委員は、その議決事項に関し署名し、又は捺印しなければならない。

[条文改正 2015. 1. 20]

(議決結果の送達等)

#### 第 17 条の 2

- (1) 労働委員会は、部門別委員会の議決結果を直ちに当事者に書面で送達しなければならない。
- (2) 労働委員会は、処分結果を当事者に書面で送達しなければならないが、処分の効力は、判定書・命令書・決定書又は再審判証書の送達を受けた日から発生する。
- (3) 前 2 項による送達の方法及び手続きに必要な事項は、大統領令で定める。

[条文改正 2015. 1. 20]

(公示送達)

#### 第 17 条の 3

- (1) 労働委員会は、書類の送達を受けなければならない者が次の各号のいずれか一つに該当する場合は、公示送達ができる。
  1. 住所が明らかでない場合
  2. 住所が国外にあり、又は通常の方法によって確認できず、書類の送達が困難な場合
  3. 書留等により送達したものの送達を受けなければならない者ではないと確認されて返送された場合
- (2) 前項による公示送達は、労働委員会の掲示板及びインターネット・ホームページに掲示する

方法で行う。

(3) 公示送達は、前項により掲示した日から 14 日が過ぎた時に効力が発生する。

(4) 第 1 項による公示送達の要件並びに第 2 項による公示送達の方法及び手続きに必要な事項は、大統領令で定める。

[条文改正 2015. 1. 20]

(報告及び意見聴取)

#### 第 18 条

(1) 委員長又は部門別委員会委員長は、所管の会議に付議された事項に関して関係委員又は調査官により会議に報告させることができる。 (改正 2007. 1. 26)

(2) 第 15 条第 1 項第 1 号及び第 2 号の審判委員会及び差別是正委員会は、議決する前に、当該労働委員会の勤労者委員及び使用者委員各 1 人以上の意見を聴かなければならない。ただし、勤労者委員又は使用者委員が出席要求を受けて正当な理由なく出席しない場合は、この限りでない。

[条文改正 2015. 1. 20]

(会議の公開)

第 19 条 労働委員会の会議は、公開する。ただし、当該会議で公開しないことを議決したときは、公開しないこともできる。

[条文改正 2015. 1. 20]

(会議の秩序維持)

第 20 条 委員長又は部門別委員会委員長は、所管会議の公正な進行を邪魔し、又は秩序を乱そうとする者に対して、退場命令その他の秩序維持に必要な措置ができる。

[条文改正 2015. 1. 20]

(委員の除斥・忌避等)

#### 第 21 条

(1) 委員は、次の各号のいずれか一つに該当する場合は、当該事件に関する職務執行から除斥される。

1. 委員又はその配偶者若しくは配偶者だった者が、当該事件の当事者になり、又は事件の当事者と共同の権利者又は義務者の関係にある場合
2. 委員が、当該事件の当事者と親族であり又は親族であった場合
3. 委員が、当該事件に関し、陳述又は鑑定をした場合
4. 委員が、当事者の代理人として関与し、又は関与したことがあった場合

5. 委員が、当該事件の原因となった処分又は不作為に関与した場合
- (2) 委員長は、前項の理由がある場合において、関係当事者の申請を受けて、又は職権で除斥の決定をしなければならない。
  - (3) 当事者は、公正な審議・議決又は調整等を期待し難い委員がいる場合は、その理由を記して委員長に忌避申請ができる。 (改正 2007. 1. 26)
  - (4) 委員長は、前項の忌避申請に理由があると認められる場合は、忌避の決定をしなければならない。 (改正 2007. 1. 26)
  - (5) 委員長は、事件が受理されると同時に、速やかに第 2 項による除斥申請及び第 3 項による忌避申請ができることを事件当事者に知らせなければならない。
  - (6) 委員に第 1 項又は第 3 項による理由がある場合は、自らその事件に関する職務執行を回避することができる。この場合において、該当委員は、委員長にその理由を疎明しなければならない。

[条文改正 2015. 1. 20]

#### 第 4 章 権限

(協力要請等)

##### 第 22 条

- (1) 労働委員会は、その事務執行のために必要であると認められるときは、関係行政機関に協力を要請することができ、協力を要請された関係行政機関は、特別な理由がない限り、これに応じなければならない。
- (2) 労働委員会は、関係行政機関に対し、勤労条件の改善に関して必要な措置を講じるように勧告することができる。

[条文改正 2015. 1. 20]

(委員会の調査権等)

##### 第 23 条

- (1) 労働委員会は、第 2 条の 2 の規定による所管事務（第 3 号の業務を除く。）に関連して、事実関係の確認等その事務執行のために必要であると認められるときは、勤労者、労働組合、使用者、使用者団体、その他の関係者に対して出席・報告・陳述又は必要な書類の提出を求め、又は委員長若しくは部門別委員会委員長が指名した委員若しくは調査官により事業若しくは事業場の業務状況、書類その他の物を調査させることができる。 (改正 2016. 1. 27)
- (2) 前項により調査する委員又は調査官は、その権限を表示する証票を関係者に提示しなければならない。 (改正 2007. 1. 26)
- (3) 労働委員会は、第 1 項により関係当事者のほかに必要であると認めて出席させた者に対して、

大統領令で定めるところにより、費用を弁償する。

- (4) 労働委員会は、審判事件及び差別的処遇是正事件の申請人が提出した申込書複本を他の当事者に送達し、これに対する答弁書を提出させなければならない。
- (5) 労働委員会は、前項により他の当事者が提出した答弁書の複本を直ちに申請人に送達しなければならない。

[条文改正 2015. 1. 20]

(中央労働委員会の指示権等)

第 24 条 中央労働委員会は、地方労働委員会又は特別労働委員会に対し、労働委員会の事務処理に関する基本方針及び法令の解釈に関して必要な指示ができる。

[条文改正 2015. 1. 20]

(中央労働委員会の規則制定権)

第 25 条 中央労働委員会は、中央労働委員会・地方労働委員会又は特別労働委員会の運営、部門別委員会が処理する事件の指定方法及び調査官が処理する事件の指定方法、その他の委員会運営に必要な事項に関する規則を制定することができる。

[条文改正 2015. 1. 20]

(中央労働委員会の再審権)

第 26 条

- (1) 中央労働委員会は、当事者の申請がある場合は、地方労働委員会又は特別労働委員会の処分を再審し、これを認定・取り消し又は変更することができる。
- (2) 前項の規定による申請は、関係法令に特別な規定がある場合を除き、地方労働委員会又は特別労働委員会が行った処分を通知された日から 10 日以内に行わなければならない。
- (3) 前項の期間は、不変期間とする。

[条文改正 2015. 1. 20]

(中央労働委員会の処分に対する訴訟)

第 27 条

- (1) 中央労働委員会の処分に対する訴訟は、中央労働委員会委員長を被告として、処分の送達を受けた日から 15 日以内に提起しなければならない。
- (2) この法律による訴えの提起によっては、処分の効力は停止しない。
- (3) 第 1 項の期間は、不変期間とする。

[条文改正 2015. 1. 20]

## 第5章 補則

(秘密厳守の義務等)

### 第28条

- (1) 労働委員会の委員若しくは職員又はその委員若しくは職員であった者は、その職務に関して知り得た秘密を漏洩してはならない。
- (2) 労働委員会の事件処理に関与した委員若しくは職員又はその委員若しくは職員であった者であった弁護士・公認労務士等は、営利を目的として当該事件に関する職務を行ってはならない。

[条文改正 2015. 1. 20]

(罰則適用に当たっての公務員擬態)

第29条 労働委員会の委員のうち公務員でない委員は、刑法その他の法律による罰則の適用においては、公務員とみなす。

[条文改正 2015. 1. 20]

## 第6章 罰則

(罰則)

第30条 第28条に違反した者は、1年以下の懲役又は1千万ウォン以下の罰金に処する。

[条文改正 2015. 1. 20]

(罰則)

第31条 第23条第1項の規定による労働委員会の調査権等と関連して次の各号〔のいずれか〕に該当する者は、500万ウォン以下の罰金に処する。

1. 労働委員会の報告若しくは書類提出の求めに応じず、又は虚偽の報告をし、若しくは書類を提出した者
2. 関係委員又は調査官の調査を拒否・妨害し、又は忌避した者

[条文改正 2007. 1. 26]

[条文改正 2015. 1. 20]

(両罰規定)

第32条 法人又は団体の代表者、法人・団体又は個人の代理人・使用人その他の従業員が、その法人・団体又は個人の業務に関して前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人・団体又は個人に対しても同条の罰金刑を科する。

[条文改正 2015. 1. 20]

(過怠金)

第 33 条

- (1) 第 20 条の規定による退場命令に従わない者は、100 万ウォン以下の過怠金を賦課する。
- (2) 前項の規定による過怠金は、大統領令で定めるところにより、労働委員会が賦課・徴収する。

[条文改正 2015. 1. 20]

付則 (法律第 13044 号、2015. 1. 20)

この法律は、公布後 6 カ月が経過した日から施行する

付則 (法律第 13904 号、2016. 1. 27)

(施行日)

第 1 条 この法律は、公布の日から施行する。

(委員の除斥・忌避等に関する適用例)

第 2 条 第 21 条の改正規定は、この法律の施行後最初に委員会に付議される事件から適用する